

音楽科の「資質・能力」を考える～音楽学の立場から～

*小 塩 さとみ

A consideration on “qualities and abilities” to be acquired in music classes at school :
From a viewpoint of musicology.

OSHIO Satomi

要 旨

本論考では音楽科における「資質・能力」について音楽学の立場から考察した。平成29年告示の学習指導要領の文言を確認した上で、音楽科の特性として、①実技教科である、②表現と関わる教科である、③学校外の音楽活動と密接な関係をもつ、④個人の趣味と深く関わる、⑤「音楽」と聞き思い浮かべるものが個人によって異なる、⑥授業で扱う「音楽」は拡大している、という6点の説明を行った。学習指導要領に記されている「音楽的な見方・考え方」には唯一の正解はない。音楽科では多様な音楽を扱うため音楽の種類によって「見方・考え方」は異なる。また「知識と技能と表現」は密接な関係にあり、切り分けて扱うことはできない。音楽科の「資質・能力」とは表現(演奏・創作)や鑑賞といった音楽体験を積み重ねる中で培われる。教員も自身が多様な音楽に親しみ、音楽の種類に適した「見方・考え方」を自分自身の中に持てるようにすることが重要である。

Key words : 音楽科の「資質・能力」、音楽の多様性、音楽学、知識と技能、実技教科

1. はじめに

本論考では、音楽科における「資質・能力」とは何かを音楽学の立場から考察する。あわせて、音楽を教える際に教員に何が求められているかについても考え、教員養成大学における授業の在り方について検討を行いたい。音楽科における「資質・能力」とは何かを考えることは、音楽とは何か、そして社会にとっての音楽がどのような役割を担っているのかについて考えることである。特に音楽科で扱う「音楽」の内容は、時代ごとに大きく異なっている¹。音楽概念の検討は、音楽科における「資質・能力」を考えるに当たって避

けることができない重要な点である。本論考では音楽概念についてこれまで広く扱ってきた音楽学(特に民族音楽学)の視点を中心に、音楽の「資質・能力」について考察を行っていく。

2. 学習指導要領の確認

まずは、平成29年告示の学習指導要領において、音楽科に関わる資質・能力がいかん記述されているのかを確認しておこう。小学校「音楽編」の教科の目標は、以下の通りである(文部科学省2019a:9)。

* 音楽教育講座

1 明治5年に発布された「学制」には、「下等小学教科」として「十四唱歌当分之ヲ欠ク」とあり、これが現在の音楽科の始まりである。その後、国民学校に学校制度が移行した時に教科の再編があり「芸能科音楽」となる。芸能科音楽では、歌に加えて、鑑賞や楽典(音階の仕組みなど)も学習対象となるが、戦時中のために実際には歌中心の授業が行われていた。器楽や創作が音楽科教育の中に入って来るのは、戦後になってからである。戦後は学習指導要領の改訂のたびに、音楽科で扱う音楽の種類は多様化している(OSHIO2019)。

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2)音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3)音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を養う。

中学校「音楽編」の教科の目標は、以下の通りである（文部科学省2019b：9）。小学校と異なる記述の部分に下線を引き、両者の違いが見てとれるような形で引用する。

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2)音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3)音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

小学校と中学校の学習指導要領の文言を比較すると、小学校では自分達の身近な生活や社会の中での音や音楽に親しむことに重きが置かれているのに対し、中学校になるとより多様な音楽に親しむとともに、音楽の背景にある文化や歴史的な背景についても理解することが求められていることがわかる²。

具体的な学習目標として示されている3つの柱に

についても確認しよう。(1)は「知識及び技能」である。具体的には、「曲想や音楽の構造を理解すること」、加えて中学校では「音楽作品の背景を理解すること」が知識の部分にあたり、「音楽表現（演奏）のために必要な技能を身につけること」が技能の部分にあたる。(2)は「思考力、判断力、表現力等」である。音楽表現（演奏）および音楽鑑賞において、(1)で学んだ知識や技能を生かして、演奏する音楽にとってふさわしい表現方法を自ら考え、鑑賞においてはその音楽作品の「よさ」や「美しさ」を味わうことが求められる。創作（音楽づくり）の活動も(1)で学んだ知識や技能に基づいて行われる。(3)は「学びに向かう力、人間性等」である。「音楽を愛好する心情」「音楽に対する感性」「音楽に親しむ態度」「豊かな情操」を育てることが、音楽科の最終的な目標であると考えられることができるだろう。

3. 教科としての音楽の特性

さて、上記のような音楽科における「資質・能力」を考えるにあたって、教科としての特性を確認しておく必要がある。音楽科の特性として筆者が考える特に重要な6項目を以下に挙げる。すなわち、①実技教科であること、②表現と関わる教科であること、③学校外での体験や活動と密接な関係をもつこと、④個人の趣味と深く関わる分野であること、⑤「音楽」と聞いて思い浮かべるものが個人に寄って異なること、⑥授業で扱う音楽の範囲が拡大していること、である。これら6点は独立した事象ではなく、相互に関連をもつものであるが、まずは1つずつその特性について確認してみたい。

①実技教科であること

「音楽が実技教科である」ことは当たり前のことで、わざわざ確認するまでもないと思われるかもしれない。学習指導要領の3つの柱の1番目に「表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付ける」と書かれており、歌唱や器楽の表現（演奏）のために必要な技能の習得が音楽科の重要な部分を占めることは明らかである。しかしながら、学校現場でしばしば聞かれ

2 後述するように、実際には、小学校の教科書でも世界の多様な音楽を紹介する傾向は以前に比べて強くなってきている。詳しくは OSHIO 2019 参照。

る言説に「音楽の授業は稽古事ではない」というものがある。これは、実技の能力を伸ばそうと実技指導に注力した授業に対してしばしば聞かれるコメントである。実技科目でありながら、実技の技能を伸ばそうとすると（しすぎると）「それは学校教育の範囲ではない」と言われるのであれば、実技科目で学習すべき「技能」とは何なのだろうか。そしてこのようなコメントが多言される背景には何があるのだろうか。これは次に述べる特性の②や③や④と関係していると思われる。音楽の授業として「どのような技能をどの程度身につけることがのぞましいのか」「それをいかに教えるのか」については、これまで十分な検討が行われているとは言えないように思う。今後、この点について、現場の教員と教員養成大学の教員がともに考えていく必要があるだろう。

②表現と関わる教科であること

『学習指導要領』では、小学校でも中学校でも、音楽科の内容は大きく「表現」と「鑑賞」に分かれ、「表現」の中に「歌唱」「器楽」「音楽づくり」（中学校では「創作」）という3つの領域が置かれている。ここで興味深いのは、通常「演奏」という語とともに語られることの多い「歌唱」や「器楽」に対して、「表現」という語が使われている点である。『広辞苑』（第5版）では、「表現」という語は「心的状態・過程または性格・志向・意味など総じて精神的・主体的なものを、外面的・感性的形象として表すこと。また、この客観的・感性的形象そのもの、すなわち表情・身振り・動作・言語・手跡・作品など。表出」と説明されている。この説明から、表現とは「主体的」な行為であることがわかる。「音を出す」ことと、「演奏する」ことと、「表現する」ことは、相互に重なり合うが同一ではない。「表現」のためには、事前の十分な準備（練習）と経験が必要なのである。

「感情的形象」という語が示すように、表現はそれを行う者の感情と大きく結びつく点も重要である。個人の感情を表現するためには、それを許容する環境が前提となる。しかし、授業においては、その活動は常

に「評価」と結びつく。技能の評価は、学習段階で習得すべき技能を明確化し、到達段階の基準をすることで比較的容易に行うことができるが、個人的な表現の場合、それを評価し、指導する側は、何を基準にして、評価や指導を行うのであろうか。これは、後述する「多様な音楽」の存在との関連で慎重に考える必要がある重要な課題である。

加えて、音楽の授業では、グループ活動やクラス合奏・合唱など、集団で表現活動を行う場合も多い。その時に表現はいかにして作られるのであろうか。学校外の音楽活動の場合には、集団の表現活動は、当該音楽文化の慣習に従って行われる。西洋の芸術音楽で大人数の演奏を行う場合には、オーケストラのように、指揮者が集団としての表現の統率者であり責任者である。雅楽や能、長唄などの日本の伝統芸能の場合には、先人によって受け継がれてきた表現形態を理解し実現できるようになることが第一であり、その上で、個々の演奏においては、メンバーの状況によって誰が統率者・責任者となるかが暗黙のうちに決められることが多い³。観客や聴衆のためではなく、自分達の参加が重要な場合には、統率者を必要としない場合もある。奄美で行われる八月踊りについて調査した中原ゆかりは、参加者は集団で踊りつつも、個人それぞれの思いをもちながら踊りに参加していることを聞き取り調査から明らかにしている（中原1996）。しかしそれが可能なのは、幼い頃から八月踊りに参加して基本的な音楽構造を理解し、踊りの技法を身につけているからである。

音楽の授業における集団表現では、このような集団としての音楽演奏に対する明確な慣習や規範がない中で表現活動を行うことになる。教員が西洋の芸術音楽における合奏のように全員に対して指示を出し統率する形が以前は主流であったが、近年は、学ぶ側の自主性が重んじられ、言語活動によりどのように演奏したいか「思いや意図」を引きだして、それに基づいた演奏活動を行う形が主流になってきている。音楽表現における「思いや意図」は、身体感覚や音感覚と結びつくものも多く、言語化することでかえって稚拙な表現

3 例えば、雅楽では羯鼓奏者が指揮者の役割をすると説明されることが多い。しかし雅楽奏者の方に何うと、実際には指揮者的な役割を誰が担当するかは状況によって異なるという。羯鼓の奏者の場合が多いことは確かだが、他の楽器に名手がいればその奏者が指揮者的な役割を担うこともある。

しかできなくなってしまう場合もあることは十分に注意すべきである。音楽の学習とは、本来、多くの体験を積み重ねる中で模倣とともに習い覚えていく部分が多く、言語による学習は補助的な役割をもつ。学習指導要領で「言語的活動」が重視される中で、必要以上に言語に頼る学習が行われている現状については、一考の余地があると考え。また、集団での表現活動における評価の在り方は、個人の音楽表現活動以上に難しい部分があるのではないかと推察する。

③学校外での体験や活動と密接な関係をもつこと

児童生徒が学外で体験する活動の中には、学校の授業で扱う内容と深い関連をもつのが少なくない。英会話や塾、スイミング教室、野球やサッカーなどのスポーツ、バレエなど、児童や生徒が学外で体験する活動が、授業の理解度や熟達度、授業への参加態度に影響を与えることは十分に考えられる。音楽においては、幼少期から楽器店などが主催する音楽教室、個人で行われているピアノ教室などで音楽を学んでいる児童生徒は、楽譜の読み書きに馴れているし、学校の音楽の授業で学ぶ内容を越えた演奏技能を習得していることが多い。また都市部では、ジュニア・オーケストラなど鍵盤楽器以外の音楽活動に早くから加わる機会も増えている。このように学校外で積極的に音楽活動に参加する児童生徒と、学外で音楽学習を行う機会のない児童生徒とが、同じ教室で同じ内容を学ぶ時に、学外の経験が有利に働くことは否めない。同様のことは、他の教科でも起きていると思われるが、音楽の場合には、特にその差が顕著である可能性は高い。学校外での音楽活動経験者は、単に音楽を演奏する技能を有しているだけでなく、言語活動においても著しく優位となる点に留意する必要がある。

④個人の趣味と深く関わる分野であること

前項とも関係するが、音楽は児童生徒が趣味として

愛好するものでもある。前項で指摘したような学校での学習内容と親和性の高い音楽ジャンルを愛好する人もいれば、人気のアイドルグループ、アニメソングやゲーム音楽、初音ミクなどの「ボカロ音楽」など、学校で扱う音楽とは異なるジャンルを愛好する人もいる。またピアノを弾いたり、金管バンドや吹奏楽、オーケストラ、合唱団などに所属して演奏を行ったり、カラオケで歌ったり、バンドを組んだりといった演奏活動を好む人もいれば、専ら音楽を聴くことを趣味とする人もいる。また近年は、音楽ソフトの発達により、自分で音楽を作ることを趣味とする人も増えている。

人数の割合で考えれば、演奏を趣味とする人や創作を趣味とする人よりも、音楽を聴くことを趣味とするの方が圧倒的多数であろう。その音楽の聴き方もさまざまである。好きなアーティストの音楽だけを繰り返し聴く、好きなジャンルの音楽を中心に幅広く聴く、特にジャンルやアーティストにこだわりがなくインターネットで「おすすめ」と表示されたものに従って聴くなど、聴く対象をどのように設定しているかも個人によって異なる。児童・生徒の場合、聴く音楽の種類は、親や祖父母、年長の兄弟などの音楽嗜好と強く連動することも重要な点である。音楽のジャンルだけでなく、BGMとして音楽を聞き流すことが多いのか、演奏会やライブなど生演奏を聴きに行くのを好むのか等についても、家庭環境によって児童生徒の音楽体験は大きく異なっている。趣味としての音楽は、個人的なものであると同時に、家庭環境と関係しているのである。

さらに中学生ぐらいになると、音楽は自己アイデンティティと深く結びつき、好みの音楽ジャンルやアーティストは、自分がどのような人間であるかを表すものとなる⁴。また、勉強やスポーツなど大事なことに集中する前に自分の気分を高めるために聴く音楽、リラックスする時に聴く音楽、落ち込んだ時に自分を励ますためあるいはその気分に入るために聴く音楽な

4 音楽教育学者の小泉恭子は、このような音楽を「パーソナル・ミュージック」と名付けている(小泉1999)。小泉は高校生への調査を行い、学校のような公的な場や世代の異なる人に向けては、パーソナル・ミュージックを隠す傾向が強いことを明らかにした。同世代と連帯感を確認するために用いられる音楽を「コモン・ミュージック」、両親や学校など異世代と共通の音楽を「スタンダード」と名付け、高校生はこれら3種を使い分けて音楽を享受していると小泉は結論づけている。小泉の調査は20年以上前の古いものではあるが、大学の授業で学生に日常の音楽体験について質問すると、友人達とカラオケに行っても大勢の場では本当に好きなアーティストの曲を歌うのではなく、当たり障りのない誰もが知っている曲を歌うようにしている等、小泉の指摘に当てはまる行動をとっていることを話す学生は多い。

ど、自分の気分や感情と連動させて音楽を聴く人が増える。友人とのコミュニケーションの手段として音楽が用いられることもある。「友人から奨められて」未知の音楽ジャンルやアーティストと出会うことも多い。最頂のスポーツチームがある場合には、観戦の場などでそのチームのテーマ音楽を頻繁に聴くことになるだろう。このように、音楽を聴くことは個人的な活動であるとともに、社会活動の一環でもある。

⑤「音楽」と聞いて思い浮かべるものが個人に寄って異なること

「No Music No Life」というフレーズは、1996年に発表されたタワーレコードのキャッチコピーである⁵。発表されてからしばらくの間、多くの人々がこのフレーズを自分のことを言い表す時に用いた。これは「音楽のない生活は考えられない」「日常生活の中に音楽は欠かすことが出来ない」と人々が感じていることの表れであろう。しかし、前項で述べたように、個人によって家庭によって、接する音楽の種類はさまざまである。「音楽 (music)」という言葉聞いた時に、どのような種類の音楽（および音楽活動）を頭に浮かべるかは、その人の日常の音楽経験によって、大きく異なる。

英語では、music という語は不可算名詞であり、数えることができないものである。このような欧米語の概念が、多くの人が好んで口にする「音楽は世界の共通言語」という考え方に繋がっていると思われる。しかし、世界のさまざまな地域の音楽を研究する民族音楽学 (ethnomusicology) の分野では、music という語は可算名詞として、「a music」「musics」のように用いることが学術的用法として定着している (徳丸 2016)。音楽は多くの人が考えている以上に多様性があり、また音楽の用いられ方も社会的な意味もさまざまである。近年は音楽を聴く目的として「雑音が耳に入るのを防ぐ」ことを挙げる人も増えている。

このような多様な「音楽 (musics)」が並存する時代において、学校の音楽科でどのような音楽を扱う

のかは重要な問題である。「学校で教わること」には当該社会におけるカノン (canon 正典) としての意味が付与される (徳丸；北川1996)。音楽を教える時に、クラスの児童や生徒がそれぞれ異なる音楽体験をもっていること、その音楽体験に基づいて各自が自分なりの音楽観をもっていることを前提として授業をすることが今後ますます求められると思われる。幼少期から西洋の音楽を深く愛好してきた教員は、自分の音楽経験や音楽に対する見方・考え方が「普遍的なもの」であると思ひ込みやすい。音楽を教える教員はふだん接する機会の少ない音楽に対して好奇心をもち、積極的に多様な音楽と関わることで、自身の音楽観や音楽性を広げていく必要がある。

⑥授業で扱う音楽の範囲が拡大していること

本稿の冒頭でも述べたように、音楽科で扱う音楽は時代ごとに大きく異なっている。『学習指導要領 (試案)』(1947) では、学習目標の第一として「音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性を養う」ことが挙げられている。この試案においては「ヨーロッパ音楽の音組織を音楽教育の基礎とする」と明記されており、「音楽美」とはすなわち西洋芸術音楽における美しさ・良さであったことがわかる⁶。その後の学習指導要領の改訂の歴史は、日本の伝統音楽や郷土の音楽、世界の (特に非ヨーロッパ地域の) 音楽などを加えていく学習内容多様化の歴史としてとらえることができる (OSHIO2019)。

筆者が宮城教育大学に着任したのは2002年 (平成14年) 4月であったが、この年は平成10年に告示された学習指導要領の完全実施の年であった。中学校の音楽において「和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いること」という文言が加わったことで、大学で「ヨーロッパ音楽」を中心に学んできた音楽教員にとって、授業で和楽器をいかに教えるかが盛んに議論されていた。それから20年近くの時間が経ち、中学校の音楽で和楽器を教えることは定着し、小学校でも和楽器を扱う学校が増えて来ている。その後

5 現在でもこのフレーズは「コーポレート・ボイス」としてタワーレコードのホームページに掲載されている (<https://tower.jp/nomusicnolife>)。

6 「第四学年の音楽指導」には「日本の伝統的音楽の歌も教える」とあり、日本の伝統的な歌については「第五学年」「第六学年」でも言及があるが、「第七学年より第九学年までの音楽指導」では日本の伝統的音楽に関する記述は見あたらない。日本と西洋 (ヨーロッパ) 以外の地域の音楽についての記述は一切ない。

の学習指導要領の改訂においても、「伝統的な発声による歌唱」や、「口唱歌を用いた学習」など、日本の音楽の学習をさらに充実させる内容となっている。一方で、世界のさまざまな地域の音楽の扱いも学習指導要領が改訂を重ねるごとに増えている。筆者が着任した頃に中学校の音楽の教科書で扱われていたような内容が、現在では小学校の教科書に掲載されている。現行の小学校1年生の音楽の教科書では、日本と世界のわらべうたが紹介されるなど、多様な音楽の存在を前提とした構成になっている。

『学習指導要領(平成29年告示)解説』の「改訂の経緯」には、グローバル化の進展や人工知能(AI)の進化に言及した上で、「このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。」と述べられている。ここで述べられている「他者」の中に、さまざまな文化的背景をもつ人々が今後ますます増えて来ることをわれわれは十分に理解しておく必要がある。既にコンビニエンスストアや建設現場、大学の留学生など日本各地で、都市部か否かを問わず、多くの外国人を見かけるようになってきている。このような人々の出身地の音楽文化について理解することは、同じ社会に住む人と協働して暮らしていくために必要不可欠である。多様な音楽を通して他者と協働するという視点は、今後さらにその重要性が高まっていくと思われる。

4. 音楽科における「資質・能力」とは何か

前節では音楽科の6つの特性について述べた。本節では、音楽科が「実技教科」であること、そして「多様な音楽の存在」を前提とした授業が必要とされていることに基づいて、音楽科における「資質・能力」について改めて考えていきたい。

現行の学習指導要領における教科の目標をもう一度確認する。中学校「音楽編」では、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す」(文部科学

省2019b:9)(下線部は小学校の指導要領と異なる部分を示すために筆者が加えた)と記載されている。ここで検討したいのは「音楽的な見方・考え方」と「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化」である。

まず「音楽的な見方・考え方」には唯一の正解があるわけではない。しかし、しばしば誤解されるように、個人が勝手気ままな「音楽的な見方・考え方」を設定してよいわけでもない。音楽の種類によって、歴史的な成立過程やその音楽が生まれ育った文化の中で、その音楽に適した見方・考え方があることを学ぶことが重要である。学校外で趣味として音楽を聴く場合には、どのような聴き方をしてもそれは個人の自由であるかもしれない。しかし、学校での音楽の学習においては、音楽の種類に応じた見方・考え方があることを前提に、その音楽に適した聴き方を身につけて行くことが学習の目標となる。

「聞き慣れない音楽」に接した経験の少ない人は、それを「変な音楽」「奇異な音楽」と感じると感じる。時には「これは音楽ではない」と拒絶する場合もある。大学生に日本の伝統音楽や、アジア・アフリカの音楽を聞かせると、「よくわからない」という感想が多数聞かれる。これは、これまで彼らが学校教育で身につけ、またふだんの生活の中で親しんでいる西洋的な音楽の「見方・考え方」で異なる文化の音楽を聴こうとするからである。その音楽の文化的背景について説明したり、音楽の仕組み(音がどのように組み合わせられて曲となっているのか)を実技体験とともに学んだりした後に、同じ曲をもう一度聞くと、曲の聴き方が変わり、その音楽への関心が芽生える学生が多くなる。西洋の芸術音楽でも、20世紀以降のいわゆる「現代音楽」に拒絶感をもつ人は少なくないが、これも19世紀までの西洋芸術音楽とは異なる「見方・考え方」に基づく音楽だからである。日頃ポピュラー音楽だけを聴いている人にとっては、西洋芸術音楽は長くて退屈なものである。1曲3~5分程度の長さが主流であるポピュラー音楽の楽曲と交響曲やオペラを聴く時には異なる「見方・考え方」が必要なのである。

音楽の種類によって「見方・考え方」が異なることを理解するためには、異なる種類の音楽を数多く聴き、さらに自分でも演奏に加わることで音楽を体験することが不可欠である。音楽における「理解」とは、常に聴覚、視覚、自分の身体感覚と連動するのである。未

知の音楽に接する体験になれてくると、知らない音楽に対する好奇心が自然と芽生えるようになる。クラスの児童生徒の誰もが音楽の時間に未知の音楽を学習し、音楽の世界が広がる体験をできることがのぞまれる。

多くの異なる文化的背景をもつ人々が居住するアメリカ合衆国では、早くから多文化音楽教育の重要性が主張され、さまざまな試みが実践されてきた。多文化音楽教育を推進するために出版された“Global Music Series”の中の総論的著作 *Teaching Music Globally: Experiencing Music, Expressing Culture* (2004) は、世界の様々な地域の音楽を取り上げ、それを学校でどのように扱うことができるかを提案した教材集である。この本の著者でワシントン大学教授のパトリシア・キャンベル (Patricia Shehan Cambell) が2019年10月に来日した際に聖心女子大学で行われた講演会「多様な音楽の理解－民族音楽学の視点から」に筆者は参加する機会を得た。その講演の中で「学校で西洋芸術音楽しか教えないという旧式のやり方は unethical (非倫理的) である」という発言が印象的であった。「多文化音楽教育の目的は他者への共感」であり、「他者の音楽」を知ることが「共感」への第一歩であるというキャンベル教授の考え方は、次節で検討する現行の学習指導要領の記載とも重なるものである。キャンベル教授は、現職の学校教員や教員志望の大学生を対象とした「世界音楽教授法 World Music Pedagogy」という実技体験を交えながらさまざまな文化の音楽を理解するワークショップを実施している (金光2016)。キャンベル教授の実践をそのまま日本の学校で実践することは難しいが、これからの日本で多様な音楽をいかにして教えていくかを考える時に、この実践は重要なヒントを与えてくれるものである。

ここまで、多様な音楽の存在を前提とした「音楽の見方・考え方」について、音楽学研究者としての筆者の考えを述べてきた。次に、学習指導要領の教科の目標に記された「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化」という文言について考えたい。「生活」や「社会」という語は日頃からよく使われる語であるため、この文言はすんなりと読めてしまうが、なぜ単に「音楽と豊かに関わる資質・能力」とせず、「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化」と書かれているのであろうか。

「生活や社会における音や音楽 (音楽文化)」という

表現からは、音楽に対する3つのアプローチを読み取ることができるように思われる。第1は、児童生徒が将来にわたり「生活や社会の中で」(つまり学校の外で)音楽と親しむことを音楽科の目標とするというものである。ここでの「生活」や「社会」とは、児童生徒にとっての生活、彼らが身を置く社会である。学校の授業で音楽を演奏(表現)する喜びを体験したり、未知の音楽を聞く面白さを学んだりすることにより、生涯にわたって生活の中で音楽を楽しむ術を身につけることである。第2は日本の伝統文化の中での音楽を体験し、その特徴を理解することにより、このような音楽を生み出してきた日本の「生活」や「社会」について考えることである。日本全体を視野に入れて考えることもできるし、児童生徒が居住する地域の生活や社会の中で伝わって来た音楽や芸能(民謡や郷土芸能)について扱うこともできる。そして第3は、世界のさまざまな地域の音楽に接することで、日本の文化の特徴を確認するとともに、音楽文化の多様性や各地域の特色を理解することである。

それでは、学習指導要領に記載された具体的な「資質・能力」3点を改めて確認しよう。「(1)曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。」は、「知識及び技能」を示すものであった。ここで重要なことは、音楽科の場合、知識と技能の連動が「真の理解」に繋がることである。「音楽の多様性について理解する」場合に、日本の伝統音楽や世界のさまざまな地域の音楽・芸能のCDやDVDを鑑賞させてそれを紹介しただけでは「理解」にはつながらない。西洋の音楽とは異なる音色、旋律の動きやリズムの特徴などを自らの表現活動と結びつけたり、その音楽にふさわしい聴き方を身につけたりすることが「音楽の多様性についての理解」である。音楽表現をするための必要な技能や音楽の文化的・社会的背景が音楽の種類によって大きく異なることを理解することが重要なのである。

「(2)音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。」は「思考力、判断力、表現力等」を示すものであった。(1)で身につけた「知識及び技能」を用いて「考え」「表現する」ことが第2の資質・能力である。そして最終的には、「学びに向かう力、人間性等」すなわち「(3)音

楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。」が学習の最終的な到達目標である。

このように説明すると、(1)から(3)までは段階的な学習であるように感じられるだろうが、実際にはこれら3つは相互に関連するものである。学習指導要領を読み解こうとすると、「音楽を形づくる要素」「文化的背景」「表現のための技能」「創意工夫」というように、音楽をバラバラに分解して考えがちである。「音楽を形作る要素」はさらに「旋律」「リズム」…と細分化されて整理される。授業を行う時に、何かに焦点を絞って学習事項を組み立てて行くことは必要なことではあるが、しかし音楽とは最終的には「総合的なもの」であることを忘れてはならない。例えば、旋律を考える場合には、音の高さの変化だけでなく、その旋律がどのようなリズムを有するのか、どのような和声に支えられているのか、どんな楽器(あるいは声)の音色で奏されるのか、強弱をどうつけることが望ましいのか等、さまざまな他の音楽要素との関係を考えることが必要となる。しかも、それは視覚(楽譜等)、聴覚(演奏)、その他の身体感覚と連動して知覚されることが最終的には求められる。そしてこのような身体感覚を伴う知識や技能は、演奏(表現)・鑑賞・創作(音楽づくり)のすべてに共通するものである。

音楽が総合的なものであるのは、音楽の種類を問わず共通である。1つの音楽について技能の習得を伴いながら理解を深めることには時間と経験が必要である。加えて、音楽科では多様な種類の音楽を学ぶことがこれからはますます重要となってくるのである。私達の身の回りにある音楽は多様である。その中で何を選択して学校で教えるのか、その時にどのような手順で教えていくのかを、自分が教える児童生徒の様子を思い浮かべながら考える必要がある。そして、地域や学校の特性も考えながら、1年間に、あるいは小学校の6年間、中学校の3年間に、音楽科の授業で何を学ぶのか、必要な学習事項をいかに配置し組み合わせる万遍なく扱っていくのかを考えなくてはならない。学習指導要領でカリキュラム・マネジメントが求められているが、音楽に使える授業時数が限られている中で多くのことを扱わなくてはならない現状を考えると、長期間の学習計画を考えることは重要である。カ

リキュラム・マネジメントを行うことで、音楽の授業にとって本当に大事なものは何かを教員が考えるよききっかけになるであろう。「児童生徒が好きだから」「楽しくできそうだから」というのも教材を選択する重要な理由の一つではあるが、それだけで音楽科に求められている「資質・能力」を育むことはできないのである。

5. 音楽科に求められる「資質・能力」を教えるために教師に求められていること

ここまで、音楽科に求められる「資質・能力」について考察してきた。では、児童生徒のこのような「資質・能力」を育むために、学校の教員は何を身につけておく必要があるだろうか。ここでは重要な3点を挙げることにする。「表現力」「教える音楽についての十分な理解」「児童や生徒の演奏を正しく聴き取る耳」である。教員養成大学でこの3つを学生にいかにして身につけさせればよいのかについても、あわせて考察を行っていかう。

小学校でも中学校や高校でも、音楽を教える場合に何よりも大切なのは教員自身の表現力である。「表現力」という語には、音楽について言葉でいかに表現(説明)するか、児童・生徒の関心をひきつけるためにそれをどのように伝える(パフォーマンス的に表現する)か、そして模範の演奏(音楽表現)をいかに魅力的に行うか等、さまざまな表現力の在り方が含まれている。中でも、実技教科である音楽科の場合、教員自身が音楽的表現力(演奏力)を身につけることは必須である。

全科を担当する小学校教員の場合と、専門性が高い中学校・高校の音楽教員の場合で、求められる音楽的表現力に違いはあるが、将来教員となる学生にとって、自分で音楽表現を行う楽しみを大学時代に経験することは、何よりも重要である。

宮城教育大学音楽教育講座では、小専科目「音楽」の授業には講座の教員全員が関わり、そこで何を教えるべきかについて共通理解を図ってきた⁷⁾。この授業ではピアノの習得に授業時間の大半を割き、学期末には弾き歌い試験を実施している。受講生の中には、学校の音楽の授業でしか音楽表現活動の経験がない者も多い。そのような学生にとって、ピアノを弾く技能を身につけることに加えて、人前でそれを発表すること

のプレッシャーは大きい。しかし、「人前での発表」は音楽演奏に限ったことではない。教員となり、児童生徒の前で授業をすることになる学生達にとって、音楽演奏を身につけることの意味は、単にピアノが弾けるようになること以上の大きな意味がある。教材CDが充実している現在、教員自身が楽器を演奏しなくても授業は成立するかもしれない。しかし、教員自身が音楽表現をする模範を示すことは、児童生徒が音楽表現の技能を習得する時の大きな動機づけとなるはずである。

中学校・高校の音楽教員を目指す音楽教育専攻の学生については、入試で実技試験を課しているので、ある程度の音楽技能を身につけた状態で入学する。在学中に得意な分野（声楽・ピアノ等）における音楽的表現力をさらに伸ばすとともに、学校現場で必要となる多様な分野の演奏技能を習得すること、そしてそれらを音楽的知識と結びつけて扱えるようになることが学生には求められている。ソルフェージュ（基本的な音楽の読み書き能力）・声楽・鍵盤楽器・吹奏楽・和楽器に加え、宮城教育大学では「民族音楽演習」という授業があり、インドネシアのガムラン、韓国の農楽、ブラジルのサンバ、アフリカのジャンベ、口琴などの演奏を受講生が学ぶことができる。この授業は平成8年（1996）度から継続的に開講されているもので、現在求められている「多様な音楽を前提とした音楽教育」の基礎を身につける授業が25年前から本学で実施されていたことは、特筆すべきである。また授業の他に、講座主催の行事として「学年演奏会」（1～3年次）や4年次の「卒業演奏会」、毎年2月に卒業生も交えて開催される「萩音会音楽祭」など、演奏発表の機会を多数設定している。

表現力を身につけることは教員にとって重要であるが、表現力があっても教員から発信される情報が正しくなかったり、児童・生徒の理解を促進するものでなかったりすれば、授業においては意味がない。「教える音楽についての十分な理解」は、教員にとって授

業を構成する基盤となる重要なものである。「音楽についての理解」は、学校現場で児童・生徒に求められているのと同様に、教員も知識と技能が連動する形で行われる必要がある。

音楽学の教員として筆者が関わる授業の大半は、将来教員となる学生が「教える音楽についての十分な理解」を身につけるためのものである。基礎教養科目である「人間と音楽」では日本の音楽の歴史を古代から現代までポピュラー音楽や学校音楽も含めて扱い、初等音楽コース必修の「音楽基礎演習（音楽学）」ではBonnie Wadeの*Thinking Musically*（2004）の第1章の内容を扱っている。この本は上述した「Global Music Series」の中の1冊で、多様な音楽の存在を前提として音楽を考える内容となっている。中学校・高校の音楽免許と関わる授業としては、「音楽学概論」「西洋音楽史」「日本音楽史」「民族音楽学」を出講している。これらの授業では、音楽の鑑賞が中心となるが、どの授業でもなるべく学生の演奏体験や生演奏の聴取体験を組み入れたいと考えている。筆者の専門である日本音楽史においては、筆者も作成に関わった『唱歌で学ぶ日本音楽』（2019）とゲストティーチャー制度を活用することで、演奏体験・生演奏の聴衆体験を通して音楽を理解する授業を積極的に試みている。

学校現場での教師は、児童や生徒に向けて知識を伝える発信者であると同時に、彼らの学習活動を見て取り、目標がどの程度実現できているかを把握する評価者となる必要がある。音楽科の授業の場合には、視覚による把握だけでなく、「児童や生徒の演奏を正しく聴き取る耳」で聴覚的な把握も行う必要がある。実際に児童生徒の活動を把握できるようになるためには、実地の経験が不可欠である。学生の教育実習を参観すると、自分が発信することが精一杯で児童・生徒の活動の把握まで注意がいかない学生もいれば、的確に彼らの演奏を評価して次の指示を与えることができる学生もいる。後者は、自分の演奏技能をフルに活用し、授業を実施する前に「授業の中でこのような演奏（鑑

7 音楽教育講座では1980年代から小専「音楽」の在り方を講座の教員全員で検討してきた（宮城教育大学音楽科1986）。現在、小専「音楽」では、実技と楽典（楽譜の読み書きに関する基本的な約束事）の習得を主たる目的として設定し、そのために講座の教員全員が関わって少人数の授業を実施している。受講生の鍵盤楽器学習経験によりクラス分けを行い、鍵盤楽器初心者の場合、学期末試験で小学校共通教材程度の難易度の曲の「弾き歌い」を課している。初心者の受講生にとっては、日々の自主練習が求められ、授業では他の受講生の前で演奏を行うため、緊張を伴う授業であると思うが、ピアノが弾けるようになったという充実感とともに、演奏表現に関する重要な体験をする場となっている。

賞・創作)が出来るようになってほしい」という明確なイメージをもっている。児童生徒の活動をしっかり把握するためには、その活動で何を学ぶのかを明確にすると共に、教員自身が児童生徒に求める表現を楽しんで行うことができることが大切なのである。

6. おわりに

音楽学の立場から、音楽科に求められる「資質・能力」について考察するとともに、それを的確に教えることができる教員を養成するために音楽学の分野で何が可能かを考えてきた。「多様な音楽」の存在を前提とした音楽教育において、音楽学の役割は非常に大きいと考える。しかし、全国的に教員養成大学における教員数が削減される状況の中で、音楽学教員がかつて在籍していた大学で後任不補充となるケースが増えている。学習指導要領に記されている音楽科の「資質・能力」は幅広く、これを育むことができる教員の養成には、音楽に関わる多くの分野の専門教員と教科教育の教員の相互協力と、学生の成長をゆっくりと見守る時間的なゆとりが必要である。宮城教育大学の音楽教育講座では、教員団が専門の違いを超えて協力することでこれまで充実したカリキュラムを実施してきたと自負しているが、これからの厳しい大学運営の中で、教育の質をどう維持していけばよいかは大きな課題である。今回、音楽科に求められる「資質・能力」を考察することで、改めてその課題の大きさを実感している。

参考文献

- 金光真理子 2016 「P. キャンベルの世界音楽教授法—その利点と課題—」,『横浜国立大学教育人間科学部紀要 . I, 教育科学』18:1-19。
- 小泉恭子 1999「第2章 高校生とポピュラー音楽—教育の場におけるジェンダー分化のエスノグラフィー」, 北川純子(編)『鳴り響く性—日本のポピュラー音楽とジェンダー』, 東京:勁草書房, pp.32-57。
- 徳丸吉彦 2016『ミュージックスとの付き合い方 民族音楽学の拡がり(放送大学叢書)』, 東京:左右社。
- 徳丸吉彦:北川純子 1996「現代社会と音楽—(複数形の音楽)のために」, 井上俊;上野千鶴子;大澤真幸;見田宗介;吉見俊哉(編)『岩波講座 現代社会学8 文化と芸術の社会学』, 東京:岩波書店, pp125-144。
- 中原ゆかり 1996「八月踊りとともに語られる人生」, 藤井知昭(監修)『音のフィールドワーク』, 東京:東京書籍, pp.70-89。

- 日本音楽の教育と研究をつなぐ会(編著);徳丸吉彦(監修) 2019『唱歌で学ぶ日本音楽(DVD2枚付)』, 東京:音楽之友社。
- 宮城教育大学音楽科 1986『小学校教員養成課程における専門科目「音楽」の内容と方法に関する実践的研究～昭和60年度教育方法等改善経費による～』, 仙台:宮城教育大学音楽科。
- CAMBELL, Patricia Shehen 2004 *Teaching Music Globally: Experiencing Music, Expressing Culture*, New York: Oxford University Press.
- OSHIO, Satomi 2019 “Traditional Music and World Music in Japanese School Education (日本学校教育中の伝統音楽及世界音楽)”, in 民俗曲藝 (*Journal of Chinese Ritual, Theatre and Folklore*) vol. 203, pp.73-110.
- WADE, Bonnie 2004 *Thinking Musically: Experiencing Music, Expressing Culture*, New York: Oxford University Press.
- 執筆者 不明「NO MUSIC NO LIFE」, 『TOWER RECOREDS ONLINE』, <https://tower.jp/nomusicnolife>, 2021年1月31日最終確認。
- 文部省 1947「学習指導要領 音楽科編(試案)」, 国立政策研究所 『教育研究データベース』, <https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22ejo/index.htm>, 2021年1月31日最終確認。
- 文部省 1972『学制百年史』, (東京:帝国地方行政学会) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm, 2021年1月31日最終確認。
- 文部科学省 2017『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_007.pdf, 2021年1月31日最終確認。
- 文部科学省 2017『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 音楽編』 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_006.pdf, 2021年1月31日最終確認。